

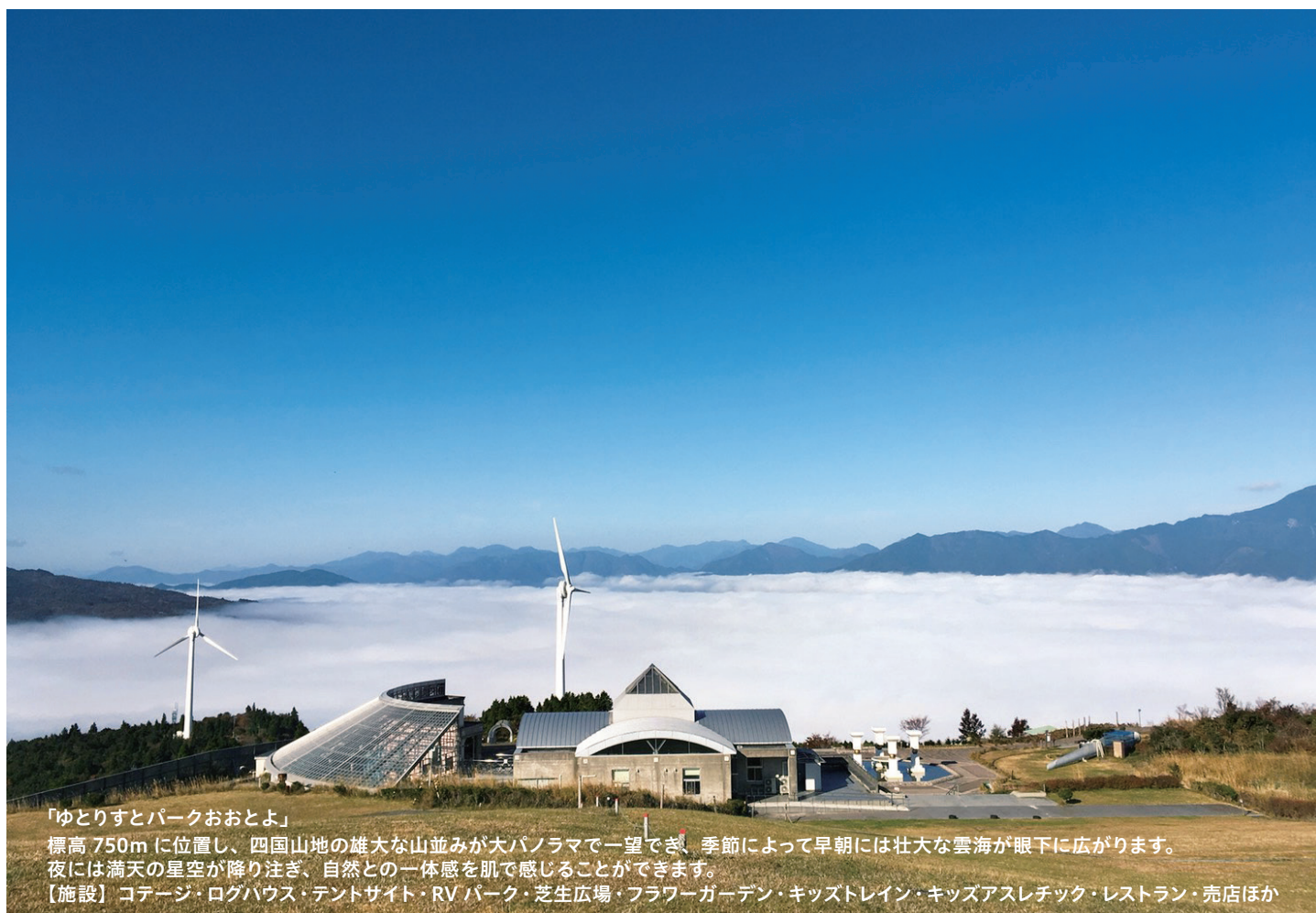
社会保険

こうち

Tosa Kochi

8

2019



「ゆとりすとパークおおとよ」

標高 750m に位置し、四国山地の雄大な山並みが大パノラマで一望でき、季節によって早朝には壮大な雲海が眼下に広がります。夜には満天の星空が降り注ぎ、自然との一体感を肌で感じることができます。

【施設】 コテージ・ログハウス・テントサイト・RV パーク・芝生広場・フラワーガーデン・キッズトレイン・キッズアスレチック・レストラン・売店ほか

- 日本年金機構からのお知らせ 2
- 協会けんぽからのお知らせ 3
- 社会保険協会からのお知らせ
 - ◆ 健康づくり ゴルフ「幡多大会」・「中央大会」のご案内 【申込募集】 4
 - ◆ 健康づくり「魚釣り大会」のご案内 桂浜沖（船釣り） 【申込募集】 5
 - ◆ 社会保険制度「事務講習会」のご案内 【申込募集】 6

※ 協会ホームページの「協会からのお知らせ」欄に、それぞれのご案内(申込募集)を掲示しておりますのでご覧ください。

職場内で回覧しましょう!

日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届により決定された標準報酬月額が9月分保険料から適用されます

7月にご提出いただいた「算定基礎届」により決定した新しい標準報酬月額は、9月分保険料(10月31日納付期限分)から適用されます。(原則として、翌年の8月分まで適用)

標準報酬月額を被保険者へお知らせください

算定基礎届により標準報酬月額が決定されると、事業主の皆様は「被保険者標準報酬決定通知書」が送付されます。

新しい標準報酬月額を給与明細書に記載するなどして、従業員一人ひとりにお知らせしていただくようお願いいたします。

なお、6月1日以降に資格取得された方や7月以降に月額変更(随時改定)または育児休業等終了時改定により標準報酬月額が改定された方は、今回の算定基礎届の対象とはなりません。

算定基礎届の提出はお済ですか？ 未提出の場合は、早急に提出するようお願いします。

算定基礎届を提出いただかないと、「標準報酬月額」の見直しができませんので提出がお済でない場合は、速やかに提出してください。

なお、7月1日現在の被保険者の方が「0人」であっても「総括表」の提出が必要になります。

「被保険者報酬月額変更届」提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定しますが、被保険者及び70歳以上被用者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変動した場合は、「被保険者月額変更届」により標準報酬月額を見直します。この見直しによる決定を随時改定といい、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

(ア) 昇給又は降給等により固定的賃金に変動があった。

(イ) 変動月からの3か月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。

(ウ) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上である。

これらの条件に該当する被保険者がいる場合は、「被保険者報酬月額変更届」を速やかに届出します。

<随時改定の対象とならない場合>

1. 固定的賃金は上がったが、残業手当等の非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
2. 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増加したため、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

「賞与支払届」の提出をお忘れなく！

被保険者及び70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。

この届出内容により「標準賞与額」が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので適切な届出をお願いします。

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額(税引き前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額です。

賞与にかかる保険料は、毎月の保険料と合算されて賞与支払月の翌月の納入告知書(口座振替の場合は、納入告知額通知書)で通知されますので、月末までに納入(月末に口座から振替)します。なお、事業主は被保険者負担分を賞与支払時に控除できます。

◆ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所まで ◆

高知東年金事務所 TEL 088-831-4430

南国年金事務所 TEL 088-864-1111

高知西年金事務所 TEL 088-875-1717

幡多年金事務所 TEL 0880-34-1616

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの出張窓口を閉鎖します

南国年金事務所内の窓口に設置している協会けんぽの出張窓口は、令和元年11月29日(金)をもって閉鎖となる予定です。

ご不便をおかけして恐縮ですが、閉鎖後の協会けんぽへの各種申請は、郵送または協会けんぽ高知支部窓口(ニッセイ高知ビル6F)のご利用をお願い申し上げます。

出張窓口閉鎖に関するお問い合わせ先

☎088-820-6012 (協会けんぽ高知支部企画総務グループ)

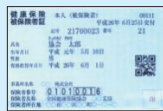
なお、協会けんぽの出張窓口は閉鎖となりますが、

！ 年金事務所の業務は通常どおり行っています。

申請・手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽの加入者(水色の保険証)

〒780-8501
高知市本町4-2-40
ニッセイ高知ビル6階



全国健康保険協会(協会けんぽ)高知支部

☎088-820-6010 (代表)

営業時間：午前8時30分～午後5時15分まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

船員保険の加入者(緑色の保険証)

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階



全国健康保険協会 船員保険部

☎0570-300-800

(市内料金でおかけいただけますが、PHSなど、一部の電話ではお使いただけません。)

営業時間：午前8時30分～午後5時15分まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

令和元年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和元年度につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年度の予定

《確認の対象となる方》

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方(協会管掌健康保険)

※例年、18歳以上の被扶養者の方を対象としておりますが、本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

《送付時期》

令和元年9月下旬から10月下旬にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和元年11月20日(水)

《扶養から外れる被扶養者の方がいる場合》

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《平成30年度の実績(全国)》

- 扶養解除者数 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約17.3億円

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ高知支部までお問い合わせください。



全国健康保険協会 高知支部

協会けんぽ

電話 088-820-6014 (業務グループ)

一般財団法人 高知県社会保険協会からのお知らせ

健康づくりゴルフ『幡多大会』・『中央大会』のご案内

事業主・被保険者の皆様方の健康保持増進を目的として、本年度も健康づくり事業「ゴルフ大会」を次の要領で開催いたします。お早めにお申し込みください。



- **主催** 一般財団法人 高知県社会保険協会
- **参加資格** (一財)高知県社会保険協会加入事業所(会費納入済)の事業主・被保険者
- **参加料** **1人1,000円** ※プレー費及び飲食代は個人負担です。
- **競技方法** (1) 日本ゴルフ協会の競技規則及び開催ゴルフ場のローカルルールによる18ホールストロークプレイにて行う。
(2) ダブルペリア方式にて行う。
- **表彰** 優勝～5位、飛賞及びBB賞、その他特別賞
- **申込方法** 下記の申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
※お申し込みは **FAX (088-855-6613)** でお申し込みください。
- **お申込先** 〒780-0823 高知市菜園場町1-21 四国総合ビル6階 TEL 088-855-6612
(お問合せ先) 一般財団法人 高知県社会保険協会 FAX 088-855-6613

A	【幡多大会】『土佐ユートピアカントリークラブ』 (幡多郡黒潮町浮鞭3878)		
	開催日	令和元年9月14日(土)	午前9時スタート
	申込締切日	令和元年9月2日(月)まで	定員 40名

B	【中央大会】『土佐カントリークラブ』 (香南市夜須町手結山668)		
	開催日	令和元年10月16日(水)	午前8時30分スタート
	申込締切日	令和元年9月30日(月)まで	定員 40名

「健康づくりゴルフ大会」参加申込書

※参加される大会の区分に、印をしてください。

申込書は、コピーのうえご使用ください。

区 分	<input type="checkbox"/> A【幡多大会】	令和元年9月14日(土)		
	<input type="checkbox"/> B【中央大会】	令和元年10月16日(水)		
参加者氏名(フリガナ)	生年月日	オフィシャルハンディ	直近の平均グロススコア	
	T S H	.	.	
	T S H	.	.	
	T S H	.	.	
	T S H	.	.	
会員番号	事業所住所 〒 -		事業所電話番号 ()	
	事業所名称		申込責任者氏名	

上記のとおり申し込みします。

令和 年 月 日

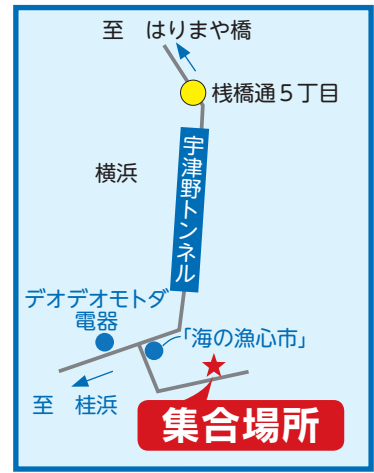
※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営及び案内以外には使用いたしません。

健康づくり桂浜沖『魚つり大会』のご案内

締切
9月30日
までに申込を!

事業主・被保険者の皆様方の健康保持増進を目的として、本年度も健康づくり事業「魚つり大会」を次の要領で実施いたします。お早めにお申し込みください。

- **主催** 一般財団法人 高知県社会保険協会
- **参加資格** (一財)高知県社会保険協会加入事業所(会費納入済)の事業主・被保険者
- **開催日時** **令和元年10月19日(土) 午前6時から午後3時まで**
- **実施場所** 桂浜沖(船釣り)
- **集合場所** 高知県漁協横浜水産施設 前(高知市横浜1814-1)
- **募集人員** 先着30名様(ただし、1事業所5名様まで)
- **個人負担** **1人3,000円**(当日、受付と同時に支払いください)
- **主催者側で準備するもの**
・船 ・餌(1人あたり4kg) ・氷(1人あたり8kg)
- **申込方法** 下記の申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
※お申し込みは **FAX (088-855-6613)** でお申し込みします。
- **お申込先** 〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
(お問合せ先) 一般財団法人 高知県社会保険協会
電話 088-855-6612 FAX 088-855-6613
- **申込締切日** **令和元年9月30日(月)まで**



(注) 当日、悪天候(海上の状況)により、中止することがございます。
なお、雨天であっても海上が穏やかな場合は、実施いたします。

健康づくり桂浜沖「魚つり大会」申込書

申込書は、コピーのうえご使用ください。

参加者氏名(フリガナ)	生年月日	住 所	電話番号
.....	T S H . .	〒 -	
.....	T S H . .	〒 -	
.....	T S H . .	〒 -	
.....	T S H . .	〒 -	
.....	T S H . .	〒 -	
会員番号	事業所住所 〒 -		
	事業所名称		
	申込責任者氏名	事業所電話番号 ()	

上記のとおり申し込みします。 令和 年 月 日
※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営及び案内以外には使用いたしません。

一般財団法人 高知県社会保険協会からのお知らせ

社会保険制度『事務講習会』開催のご案内

社会保険加入事業所の事務担当者の方を対象に、社会保険制度事務講習会を開催しますのでご案内いたします。

● 開催会場・日程 (※時間…各会場共通 13:30~16:00 受付13:00~)

開催日	会場	住所	定員	申込締切日
令和元年 9月25日(水)	中村地区建設協同組合	四万十市右山元町 3丁目3-26	20名	9月9日
令和元年10月7日(月)	ちより街テラス (ちよテラホール 3F)	高知市知寄町 2丁目1-37	80名	9月24日
令和元年10月23日(水)	ちより街テラス (ちよテラホール 3F)	高知市知寄町 2丁目1-37	80名	10月7日
令和元年10月30日(水)	安芸市民会館	安芸市矢ノ丸3-12	20名	10月15日

※ご来場の際は、駐車場に限りがございますのでお車の乗り合わせ或いは公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。

● 定員 上記一覧表の定員欄のとおり

- ① お申し込みは、先着順とし定員に達し次第締切りとさせていただきます。
- ② 締切り後にお申し込みされた事業所には、お断りの連絡をさせていただきます。
- ③ 連絡がない場合は、受付完了ですので下記の**受講申込書(コピー)を持参**のうえご出席ください。
- * 申込締切日前に定員に達した場合は、**当協会ホームページの「協会からのお知らせ」欄に申込状況を掲載いたします**ので、お申込み前に是非ともご覧ください。

● 講習内容

- ① 年金事務所への届出について
- ② 協会けんぽへの届出(健康保険の給付と手続き)について

※ **「社会保険の事務手続」2019年度版をご持参ください。**

● 講師 社会保険労務士

● 受講費用 **会員(会費納付済)事業所… 無料**

※会員以外の事業所…受講料として、3,000円をご負担いただきます。

● お申込先 (お問合せ先) 〒780-0823 高知市菜園場町 1番21号 四国総合ビル6階 TEL 088-855-6612
 一般財団法人 高知県社会保険協会 FAX 088-855-6613

● 申込方法 下記の受講申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
 ※お申し込みは **FAX (088-855-6613)** でお申し込みします。

◎ 事業主(会員)の皆様のご協力による年1回の協会費を唯一の財源として各事業を行っております。今後ともご理解ご賛同をお願いいたします。



申込書は、コピーのうえご使用ください。

社会保険制度「事務講習会」受講申込書

※ ご希望の受講希望(会場)日のNo.を○で囲んで下さい。

No.	開催日	会場
①	令和元年 9月25日(水)	中村地区建設協同組合
②	令和元年10月7日(月)	ちより街テラス (ちよテラホール 3F)
③	令和元年10月23日(水)	ちより街テラス (ちよテラホール 3F)
④	令和元年10月30日(水)	安芸市民会館

【受講当日に、ご持参いただくもの】

- ① 「受講申込書」(写し)
- ② 「社会保険の事務手続」2019年度版

※ 「受講申込書」は、当日の受付に提出してください。

会員番号		受講者氏名(フリガナ)
事業所住所	〒 -	
事業所名称		電話番号 ()

社会保険事務に関する質問があればご記入ください。可能な限り講習会当日に講師より回答申し上げます。